

13 企業年金課

(1) 確定拠出年金に関する業務

① 概要

確定拠出年金は、事業主が拠出した資金（又、併せて従業員が自ら拠出することも可能。）を、従業員が自らの責任において運用の指図を行い、老後にその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための年金制度として平成 13 年 10 月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型（iDeCo）」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

② 実績

ア 規約承認件数（各年度末時点）

	規約承認総件数	新規承認件数
令和2年度	1,097 件	40 件
令和3年度	1,126 件	40 件
令和4年度	1,167 件	57 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数

イ 各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
令和2年度	33 件	246 件	1,984 件
令和3年度	57 件	290 件	2,866 件
令和4年度	48 件	403 件	1,407 件

(2) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている制度として平成 14 年 4 月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において、年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等にかかる受理、承認、認可及び厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数（各年度末時点）

	規約承認（規約型）及び 認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認 及び新規認可件数
令和2年度	2,415 件	11 件
令和3年度	2,355 件	7 件
令和4年度	2,334 件	19 件

(注) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認 可申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
令和2年度	281 件	205 件	3,560 件	80 件
令和3年度	341 件	143 件	3,182 件	61 件
令和4年度	337 件	106 件	3,738 件	75 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して監査を始めました。監査には、書面による監査と実地による監査があり、書面による監査は、監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行うこととしています。

また、総合型の企業年金基金（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する確定給付企業年金）に対しては、実施計画を策定のうへ、定期的に実地による監査を実施しています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
令和2年度	8 基金	122 事業主	5 基金	0 事業主
令和3年度	10 基金	190 事業主	7 基金	0 事業主
令和4年度	6 基金	114 事業主	4 基金	0 事業主